

第 2 0 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日 時 平成 1 9 年 8 月 1 日 (水)
午後 6 時 3 0 分 ~ 午後 9 時 0 5 分
場 所 習志野文化ホール サンパデックホール

目 次

1 . 開 会	3
2 . 議 事	4
(1) 第 1 8 回 から 第 1 9 回 までの再生会議の結果について	4
(2) 自然 (湿地) 再生 (浦安市日の出地区) について	4
(3) 三番瀬再生実現化推進事業の検討組織について	1 6
(4) 行徳湿地再生整備事業 (暗渠水路の開渠化) について	2 3
3 . 報告事項	
・ 三番瀬再生会議の開催日程と国・県予算関連のスケジュール (例) について	
・ 第 4 回三番瀬評価委員会の開催について	
・ 三番瀬再生支援事業補助金の交付団体について	
・ 市川漁港の整備について	2 7
4 . その他	3 0
5 . 閉 会	3 0

三番瀬再生推進室長 会長も副会長もまだ見えておりませんので、資料の確認と 18 回から 19 回までの再生会議の結果について御報告いたします。

それでは、配付資料の確認をいたします。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 次第 | 裏面に委員名簿がございます。 |
| 資料 1 | 第 18 回から第 19 回までの再生会議結果 |
| 資料 2 | 自然（湿地）再生（浦安市日の出地区）について |
| 資料 3 | （仮称）三番瀬再生実現化試験計画等検討会の設置について |
| 資料 4 | 行徳湿地と三番瀬を結ぶ暗渠水路の開渠化に関する検討経緯等について |
| 資料 5 - 1 | 第 4 回「三番瀬評価委員会」の開催について |
| 資料 5 - 2 | 三番瀬再生会議の開催日程と予算関連スケジュール
(19 年度の例) |

また、各委員には、青いホルダーに入れて千葉県三番瀬再生計画の基本計画と事業計画、平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画及びパンフレットを置いてあります。こちらの資料は、再生会議の際にお手元に置きますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

続きまして議題（1）、本来は会長が来てからですが、時間等の関係もあり、先に結果について御報告いたします。

第 18 回から第 19 回の再生会議の結果ですが、第 18 回は前回報告が終わっておりますので、第 19 回の結果について御報告します。

資料 1 の 3 ページをお開きください。

6 月 8 日に開催された第 19 回会議の結果です。

「1 第 17 回から第 18 回再生会議の結果について」ですが、第 17 回から第 18 回までの再生会議結果について、資料に基づき確認いたしました。

「2 平成 18 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について」ですが、資料 2 により、事務局から三番瀬再生事業の結果・成果のポイントについて説明がありました。

「3 主要な再生事業に関する平成 18 年度実施結果及び平成 19 年度の実施方法について」ですが、資料の 3 - 1 ~ 4 により、主要な 4 つの事業（三番瀬再生実現化検討（推進）事業、行徳湿地再整備、三番瀬自然環境調査、市川海岸塩浜地区護岸改修事業）について事務局から説明があり、その後、議題 2 と併せて質疑応答、意見交換が行われました。主な意見等は次のとおりです。多少省略して報告いたします。

- ・三番瀬再生事業の実施に当たっては、再生会議の委員などの参加による公開の勉強会を月 1 回でも実施するなど検討していただきたい。
- ・三番瀬自然環境調査（資料 3 - 3）について、底生生物が危機的な状況といえるのではないかと。また「行徳内陸性湿地再整備計画」では、暗渠水路を開削して拡張することになっていたと思うが、その点についてはどのような状況となっているのか。

この意見に対して県の回答は、

- ・底生生物調査結果における平均個体数は 2002 年度の調査と比較して大きな変化はな

い。過去の調査での最高・指定の変動範囲内に収まっている。

- ・暗渠水路の開渠化については、あまりにも事業費が過大すぎるため、県の財政状況から見ても困難であることから検討はなされなかった。

ということでした。

- ・暗渠水路の開渠化についての問題は、湾岸道路と京葉線の下を通すことは、工法的に不可能に近いほど困難であることから、やむなく検討から外す旨、円卓会議のときに既に県から説明を受けている。
- ・19年度の三番瀬再生実現化推進事業の進め方については、一刻も早く公開による検討をお願いしたい。
- ・行徳湿地再整備や市川海岸塩浜地区護岸改修事業など事業が並行して進んでいるので、県三番瀬再生推進室において総合的な把握・調整をしていく必要がある。

こういう意見がありました。

「4 自然再生（湿地再生）関係について」ですが、資料3-5により事務局から説明があり、その後、意見交換が行われました。

主な意見は次のとおりです。多少省略して報告します。

- ・方向が決まってから報告という形は、納得いくものではなく心外である。途中経過の説明を行うべきであった。
- ・三番瀬環境学習施設等検討委員会においても、環境学習施設について、公園等三番瀬に隣接する公共用地の活用方法も含めて早めの対応をお願いしている。これだけの面積では環境学習施設としても不十分ではないか。
- ・県には、浦安市における自然再生（湿地再生）のため、イニシアティブを取ってできることがあれば少しでもやっていただきたい。
- ・企業庁所有の高校用地を海側の一般住宅と交換できないか。
- ・企業庁の持っている緑地は、一体的に運用すれば両方にとって良い使い方ができるのではないか。
- ・浦安市民の多くは、地域住民・市民感情からすると、今回、市が設置することとした三番瀬干潟観察舎（環境学習施設）の規模（内容）で精一杯のところではないか。
- ・浦安市としては、三番瀬干潟観察舎用地2,000㎡の取得は、市としてできるぎりぎりの範囲であり、精一杯であることを御理解いただきたい。高校用地の交換については、他市の高校に行く中学生が非常に多く、市民の立場としては承知できないことと考える。

こういう意見がありました。

これらの意見に対して県の回答は、

- ・これまで未確定の部分もあったため、検討経緯を報告しかねたが、その点は申し訳なく思っている。企業庁の所有地を廉価で活用・処分することは、企業庁が県と独立した組織として経営面を厳しく問われていることから難しい。大規模な湿地については無理だとしても、これまでの議論の趣旨に若干でも合った形になるよう、土地所有者や浦安市と協議してまいりたい。

ということでした。

会長のまとめですが、

- ・19年度三番瀬再生実現化推進事業については、早急に委員会を設置するなどプロセスを含めできる限り公開により調査計画の策定等の検討をする必要がある。
- ・行徳湿地再整備については、暗渠水路の開渠化に関する検討の経緯等を整理して議事録に付加したものを各委員に配布するとともに、次回、引き続き検討することとする。
- ・三番瀬自然環境調査については、18年度調査結果に基づく三番瀬全体の評価を、また、市川海岸塩浜地区護岸改修事業については、20年度の実施計画作成に向けたモニタリング手法を三番瀬評価委員会にお願いする。
- ・浦安市日の出地区の自然再生（湿地再生）については、本日の意見を集約して、浦安市における土地利用計画の市民との協議状況などを踏まえて整理し、次回、引き続き検討することとする。

ということでした。

「5 報告事項について」ですが、資料4 - 1 ~ 3により、平成18年度三番瀬環境学習施設等検討委員会、三番瀬自然環境データベース構築事業、三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について、それぞれ事務局から報告がありました。

「6 その他」ですが、

- ・資料5 - 1 ~ 3により、三番瀬再生支援事業補助金応募要領、三番瀬に係る平成18年度自然環境保全基礎調査の結果、三番瀬において実施予定の事業（市川航路・泊地の維持浚渫工事）について、また、資料以外に、三番瀬再生国際フォーラム、三番瀬漁業補償問題、次回三番瀬再生会議日程（9月11日）について、それぞれ事務局から報告がありました。
- ・なお、議論不足等のため、9月11日（火）よりも早い時期にもう1回会議を開催する必要がある旨意見があったため、開催するかどうかについて会長・副会長が預かり、検討することとした。

検討した結果、本日8月1日に第20回再生会議を開催することになりました。

以上が、第19回会議の結果報告でございます。

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 会長がお見えになりましたので、ただいまから第20回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、宮脇委員、歌代委員及び岡本委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

また、吉田委員、清野委員から、遅れるとの連絡がございました。

現在、委員22名中16名の御出席をいただいております。設置要綱第6条第5項で定める会議の開催に必要な委員の半数11名を充足しております。

それでは、千葉県総合企画部理事の荘司から御挨拶を申し上げます。

総合企画部理事 本日は、御多忙のところ、またお暑い中、会議の委員並びにオブザーバー、さらには会場においでの方々に再生会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回議論に十分な時間を取れなかったということもございまして、開催する運びとなりました。本日は、前回特に大きな課題となりました浦安市の自然再生、三番瀬再生実現化推進事業、このあたりを中心に御議論いただければと思っております。

県といたしましては、今後とも再生会議の御意見を踏まえ、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

事業を進めていく上では、いろいろ乗り越えなければいけない課題も多いわけですが、私ども推進主体としてできる限りのことはやっていく所存ですが、いろいろな課題を乗り越えていくためには、多くの関係者の方々とより一層密接な関連をもって取り組んでいかなければならないと思っております。そういったこともございまして、今後とも皆様方の御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

三番瀬再生推進室長　それでは、会議の進行は大西会長にお願いいたします。

2. 議 事

大西会長　大変遅れて参りまして、すみませんでした。今日は珍しく5時には会場付近で待機していたのですが、会場が新浦安の方だと思っていたものですから、新浦安の駅で1時間時間をつぶして、行ってみたらシャッターが閉まっていたということで、申し訳ありませんでした。

今、荘司理事から説明がありましたように、今回は臨時の会ということで、予定がつかなかった方もいらっしゃると思います。前回バタバタして議論が不足していた点もあり、途中で皆さんに会議を開催するべきかどうか簡単なアンケートを取らせていただきまして、「開催したほうがいい」という人の方が多かったので、反対の方には申しわけない、引っ張り出したことになりましたが、議論を深めるという意味で今日開催したということです。

したがって、次回以降については、今まで決めたスケジュールの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めます。

今回は、遠藤委員と後藤委員にお願いいたします。

本日の主な議題は、「次第」の「2 議事」の欄にあります(1)から(4)、それから報告事項と「その他」です。

(1) 第18回から第19回までの再生会議の結果について

大西会長　そのうち(1)については、既に結果について報告していただいております。

第18回、第19回の結果について、何か御意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、前回の議事内容について確認いただいたことにいたします。

(2) 自然(湿地)再生(浦安市日の出地区)について

大西会長　次に、議題(2)自然(湿地)再生(浦安市日の出地区)について、県から説明を

お願いいたします。

三番瀬再生推進室 (2) 自然(湿地)再生(浦安市日の出地区)について、説明いたします。
資料2になります。

今回は、浦安市から、浦安市新町地域の土地利用計画の変更と、三番瀬の干潟観察舎の設置についての発表が直前にございまして、スクリーンの資料によりその内容を報告するとともに、大規模な湿地の再生については断念せざるを得ない状況であるということを説明いたしました。

この説明に対しましては、先ほど資料1の4ページで説明したとおり、主にスクリーンにあるような意見をいただきました。

- ・途中で報告がなかった。「決まりましたから納得してください」というのは心外である。
- ・干潟観察舎の機能・規模が不十分。

一方、

- ・市としては精一杯ではないか。

という意見もございました。

- ・県の主体性、対応が不十分。県はどういう役割なのか。協力していきたいということだけで責任を果たせるのか。県としてどう関与するのか。
- ・高校用地を海側に配置換えしたらどうか。
- ・緑地を活用すべき。単独の2,000㎡ではない姿も可能性があるのではないのか。
- ・護岸のあり方も考えるべき。
- ・ほかの自然再生地区の方向を出すべき。円卓会議では3つの提案があったので、その方向性を出さないといけない。

こういうお話がございまして、本日は、限られた時間の中での説明不足の点と、当日の意見を踏まえ、今後の対応について説明いたします。

それでは、資料2に戻って「1. 経緯」について説明いたします。

まず、「円卓会議：浦安ワーキングでの議論」ですが、浦安市日の出地区の湿地再生については、平成15年2月から10月の間に計11回開催された「護岸・陸域小委員会」浦安ワーキングで提案、議論されており、その中で用地の確保についての議論をこちらにまとめております。膨大な議事録を極めて簡略化した形でまとめておりますので、載せきれていない部分や表現しきれていない部分もありますが、その点は御理解いただければと思います。

まず、ワーキングで検討された用地の方策としては、公団用地の購入・借り入れ、総合公園と土地を交換する方法、高校用地を海側に変更しておく方法が議論されております。

この中で市の企業庁、県の説明です。

浦安市としては、土地の購入も都市計画の変更も市としては承諾していないこと。特に総合公園と土地を交換する方法については、既に整備が始まっており、市議会への陳情も否決されていることから、取りまとめの文案から削除を要求しております。

高校用地の位置や用途の変更については、企業庁からは、住宅地基本計画の土地利用計画に位置づけており、私学も含め高校用地を確保する必要がないとなれば、公団、市、市民の合意を得て都市計画の変更手続を行うこととなるが、この場合、用途の譲渡は有償と

なるとの説明をしております。

結局、用地の確保は、公団か企業庁から購入、借地するしか方法がなくなったわけですが、県としては、県の財政は平成 14 年度 100 億円赤字、15 年度 180 億円の赤字の状況であり、用地の購入については無理であるという説明をしております。

最終的には、円卓案では、このページの右下のようなイメージが提示されております。

次のページ、「円卓会議後の協議と再生計画」です。

円卓案を受け、県としても幾つかの案の検討を行いました。大規模な湿地再生のための用地の確保には、最終的には県が用地取得することが条件となり、県の財政では困難な状況でありました。

このような状況を踏まえて、県としては、再生計画の第 1 次の事業計画では、この 5 年で進める湿地再生は、「市川市塩浜地区で取り組むこととし、その他については、地元市と課題整理をしていく」としたものです。

こうした経緯を資料の 8 ページから 9 ページの表に整理いたしました。左から 2 番目に円卓会議や再生会議の状況、真ん中に浦安市の動きや県と浦安市の協議内容など、右側に県・企業庁・都市再生機構の動き、協議内容などを整理しております。

資料の 2 ページに戻ってください。

次に、「2. 土地利用計画の変更について」ですが、現在、浦安市、都市再生機構、企業庁により土地利用計画の変更の進められており、変更理由、変更内容については、この下にまとめてありますが、前回御説明したとおりです。図としては 3 ページの図です。

「住民意見の状況」ですが、前回の再生会議当日から住民説明会が行われている状況でしたが、市議会全員協議会、地区説明会を計 5 回開催。このほかメールや手紙でも質問や意見が寄せられ、土地利用を一般住宅地に変更することについては、賛成意見はあったが、反対意見は特になく、質問としては、未分譲地の具体的な建設計画やスケジュール、道路計画、干潟観察舎に関する駐車場対策、干潟観察舎の施設計画内容などがあり、機構に対して減らした公共用地を三番瀬に配慮した土地への無償提供や造成工事費の減額分を三番瀬関連施設に財源投入してほしいとの意見があったということです。

3 ページ、「今後の都市計画の予定」ですが、平成 19 年度中の都市計画決定に向けて進めていく予定ということです。

次に「3. 大規模な湿地の検討について」ですが、円卓会議案では、湿地の規模は概ね 2 ha が想定されておりますが、都市再生機構、企業庁等用地の確保について協議を行ってきましたが、当地区の土地区画整理事業者側に用地の提供を求めることは、当湿地の性格から考えると適切ではなく、最終的には、県が都市再生機構または企業庁の所有地を取得するしか方法がなく、用地取得には 40 億円を超える額を要すると見込まれました。

このため、都市公園、海岸、自然再生事業など国からの補助の可能性も検討しましたが、事業採択の見込みは立たなかった状況で、現在も見込みはありません。

県の財政については、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 ヶ年でも財源不足が生じると見込まれている状況です。

そうした状況下ではありますが、三番瀬については、再生事業計画で 44 事業を取り上げ、平成 18 年度の事業費で約 3 億円、平成 19 年度には 43 事業（関係事業予算額約 6 億 6,000 万円）に取り組んでいる状況です。

予算については、事業費・財源・費用対効果・緊急性等の総合的な検討を経て決定されますが、用地取得費だけで40億円を超える事業費から予算確保の見通しは立っていない状況です。

また、40億円以上の公共事業については、第三者による「大規模公共事業等事前評価委員会による事前評価」を行った後でなければ、予算措置を行うことができないこととなっております。

次に、「4. 今後の対応について」です。

こうしたことを踏まえ、まず「(1) 大規模な湿地再生と土地利用の変更について」は、

- ・日の出地区の土地利用は、中高層から低層の一般住宅地への変更であり、再生計画のまちづくりの観点に則しており、海からの景観への影響は最小限に抑えられると考えられること。
- ・大規模な湿地の再生用地を確保していくためには、土地利用計画に位置づけるべきと考えるが、現時点では用地取得ができない。

こうしたことから、県としては、今回の土地利用変更と都市計画変更については、まちづくりの主体である市と地域住民の意向を尊重すべきと考えております。

したがって、現在の案の土地利用の中で、今後は円卓会議案の趣旨あるいは再生計画に沿って、三番瀬を活かした市のまちづくりの取り組みに協力するとともに、この次に説明する取り組みをしていきたいと考えております。

「(2) 緑地等の活用について」ですが、3ページの図、スクリーンにも映しておりますが、「緑地(住宅地緩衝帯)」と書いてある墓地公園外周や、護岸沿いに配置されている外周緑地は、住宅地の緩衝帯となるもので、護岸沿いの外周緑地には三番瀬が眺望できるよう遊歩道を配置することとしております。

「公園」と書いてある緑の部分は街区公園で、この公園は近隣居住者が専ら利用する公園として配置されるものです。

次のスクリーンをお願いします。見にくいのですが、真ん中の茶色っぽいところが街区公園となります。

いずれも、整備内容については、今後、墓地公園外周と護岸沿いの緑地については企業庁が、街区公園については機構が、将来の管理者となる浦安市と協議の上、決定することとなっております。

浦安市としては、これらの緑地の活用については、今後、周辺住民との調整や、墓地公園等の周辺施設の機能を補完すべき事柄などについて整理しつつ、干潟観察舎用地を含めて今後どのような整備がふさわしいのか、市民参加を得ながら検討していきたいとしております。

県としては、円卓会議案の趣旨を活かせるよう、こうした緑地の活用や隣接する護岸のあり方などについて、関係者と具体的な検討をしていきたいと考えております。

次に、「(3) 環境学習施設について」ですが、前回、浦安市が干潟観察舎用地約0.2haを有償で取得することとなり、イメージとしては、資料では7ページ、スクリーンにも同じものを映していますが、こういったものとして説明いたしました。

干潟観察舎の設置については、間近に干潟を観察できる位置に計画され、また、環境学習の視点が取り入れられていることなど、再生計画の理念等が考慮されているものと考え

ています。

浦安市においては、施設内容についてはこれから検討することとしておりますので、県としては環境学習施設等検討委員会の議論にも配慮いただけるよう努めてまいります。

次に、5ページ「(4) 広域的な対応について」。円卓案では、浦安のほか市川、船橋に自然再生の提案がありますので、この2地区の状況についてここで説明をいたします。

まず、「市川市塩浜地区での取り組み」ですが、再生計画の事業計画においては、湿地再生は市川市塩浜地区で優先的に取り組むこととしております。

市川市では、「市川市行徳臨海部基本構想」や「塩浜地区まちづくり基本計画」を策定し、「自然環境学習の場」という形で既に位置づけられています。

平成19年度は、この地区の第1期先行地区の地権者との合意を進めており、また、まちづくりに参加する事業者の募集も行うと聞いております。

県としては、地元地権者の合意を踏まえて、三番瀬再生実現化推進事業の中で、塩浜護岸の改修、環境学習の場としての利用も考慮し、市川市をはじめとする関係者と協議、調整の上、湿地環境、規模、構造、干潟的環境形成との関連等を検討していきたいと考えております。

6ページ「船橋海浜公園地区での取り組み」ですが、船橋側の自然再生に必要な用地については、図の黄緑の部分、海岸線の部分が非常に多いわけですが、他には図の吹き出しのとおり企業庁や船橋市所有地となっております。現在、企業庁と船橋市においては、こうした用地の今後の取り扱い等について協議をしている状況です。県としては、こうした協議が行われていることを踏まえながら、どのような利用ができるのか課題整理を進めてまいります。

説明は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

陸側の湿地再生というテーマは、護岸、干潟の再生、あるいは水質の浄化という海側の問題と並んで非常に重要な三番瀬再生のテーマになります。その中で、長期的には、「海と陸との連続性」というコンセプトで陸側の土地利用について三番瀬を活かしたまちづくりを進めていっていただきたいというのが趣旨ということになりますが、短・中期的には、湿地再生を具体的な事業としてどうやって展開していくのかということが円卓会議以来の議論の結果であります。

その中で具体的に詰めていくと、今日最初に出てきた浦安ではこういう提案が県から出されている。あわせて全体像を把握するために、市川と船橋についても現在の県の考えを整理して述べてもらったわけで、それら全体の湿地再生がどうなるのかを踏まえて、主として前回からの積み残しという意味では、浦安市日の出地区についての議論をしたいということです。

今の報告について御質問、御意見があったらお願いします。

三橋委員 今回の説明は、前回とダブっている部分もあるのですが、2ページの「2. 土地利用計画の変更について」は非常にあいまいな記述しかないので、確認ができる部分があったらお願いしたいと思います。

この土地利用計画の変更によって可処分宅地の増加分は、どういうふうに把握しているのでしょうか。

それと、3ページの「3.大規模な湿地の検討について」の真ん中あたりに「当湿地の広域性や特殊性から考えると適切でない」、用地の提供を求めることは適切でないという表現なのですが、抽象的な言い方じゃなくて、広域性や特殊性の中身は何なのか。

それから、4ページ、「現時点では用地取得はできないこと」と。もう既にこういう記述があるということは、今日の会議が有名無実になってしまうのかなと、そんな気がするので、その辺についてお願いいたします。

三番瀬再生推進室 1点目の可処分宅地を把握しているのかということについては、こちらでは可処分宅地の数字的なものについては把握しておりません。

2点目の3ページの「当湿地の広域性や特殊性から考えると適切でないことから」の意味ですが、区画整理事業に用地の提供を求めることに対して、その土地区画整理事業に真に必要な公共用地であれば、それは当然土地区画整理事業に求めて差し支えないのかなと思いますが、この湿地が三番瀬全体を考える広域的なものであるということ、それから湿地という非常に特殊なものであることから、土地区画整理事業者に土地を提供させることは適切でないという意味でございます。

「現時点では用地取得はできないこと」ということですが、それについては前段のところで御説明しているとおり、県の財政状況は非常に悪い。平成19年度から平成21年度の3カ年でも財源不足が生じるという状況でして、予算確保の見通しが立っていないということで、「現時点では用地取得ができない」という表現をしております。

三橋委員 今の部分ですが、可処分宅地の増加分もわからないで結論を出すというのはでたらめじゃないですか。わからなかったら、URに聞くなり浦安市に問い合わせをするなりすればわかることでしょう。増加分の一部でもいいから、今回の内容について提供していただいてもいいのじゃないか。そうしたら、別に費用なんか要らないでしょう。もともとよりも可処分宅地が増えるのですから、増えた分の半分くらいは再生のために利用してもいいのではないですか。そういう考え方をお持ちじゃないのかな。

それと、まだ3ページの広域性や特殊性がよくわからない。説明が足りないと思います。

大西会長 2点目ですが、違う答えがありますか。

三番瀬再生推進室 可処分宅地の件ですが、趣旨は、減らした公共用地を三番瀬のために提供できないのかということなのかなと思いますが、こういった用地の無償提供については、都市再生機構の規定によりできないと聞いております。

それから土地区画整理事業における公共用地については、必要な面積が確保されておりまして、整備内容については、将来管理者である浦安市と協議をして決定したものです。

「広域性や特殊性」ですが、例えばこちらの絵の中にもありますように、住まわれている方が使う街区公園とか中の道路については、区画整理事業の中で生み出していくということでもよしいのかと思います。ただ、今回のような非常に特殊な2ha規模の湿地、例えば浦安でもつくっております総合公園、こちらについても区画整理で生み出すということではなくて、別事業でやっておりますので、そういった意味で区画整理事業に求めることは適切でないという表現を使っております。

三橋委員 公共用地が減った分ではなくて、可処分宅地が増えた分、裏返すと同じことなんだけど、その部分について計算もできてないというのはおかしいので、今日はURの方がいらっしゃらないのだとしたら、会議の前にその辺の情報はちゃんと受けておくべきじゃな

いですか。私は、公共用地を減らしてまで可処分宅地を増やすなら、そのうちの一部は提供するのが当たり前だろう。有料なんかで考えなくてもいいのではないか。ちょっと乱暴な言い方ですが、民間の不動産業者だってそのくらいのことは考えますよ。URは、公共性が高いのですから、ハウスメーカーの下請けではないのですから、その辺に対して企業庁を含めた県がもうちょっと主体性を持ってほしいなと、そう思います。

大西会長　今の意見に対する答えは、さっきと多分同じでしょうから、少し他の方の意見を聞きたい。

倉阪委員　まず質問ですが、3ページの変更後の図では、「誘致施設、公園、行政施設」となっていたのですが、後ろに映った絵では、2,000㎡「交通施設」と書いてあったのですね。この誘致施設についての具体的な中身、何かもっと詳しいことがいま話ができるのであれば、話をしていただきたい。

三番瀬再生推進室　スクリーンは「交通施設」と書いてございます。バスターミナルのようなことを考えていると聞いております。

倉阪委員　この件を三番瀬再生会議で議論をして、もともと市が出してきた案よりも三番瀬の再生という観点でよりよい案が書けるという見込みはあるのでしょうか。4ページの「緑地の活用や隣接する護岸のあり方などについて、関係者と具体的な検討をしてみたい」、ここが一つの残された希望ではないかと思うのですが、ここについての具体的な見込みですね。今の「交通施設」、バスターミナルができてしまうとあれですが、例えば誘致施設の用にも供せるような駐車場的なものがここにあって、誘致施設と緑地と外周緑地もあわせて一体的に設計することができるようになると、単なる箱モノだけではなくて、緑地も一体となった、そして駐車場もある程度確保されている……。近隣公園が街区公園だということで、どういうふうに組み込んでいくのか、そこもわかりませんが、それも一体的に活用できるようになると、おそらく行政施策分野としては垣根を越えなければいけない話になると思うのですが、それをやる場がこういう場を設定した県の責務であり、三番瀬再生推進室ではないかと思うのですが、今後の見通し、ここに出して説明をして、市の原案よりももっと三番瀬再生の観点でよくなる、そういう明るい展望は何か、もう少し具体的に語っていただけないでしょうか。

三番瀬再生推進室　御意見いただきましたとおり、外周の緑地は20mあります。それから「墓地公園緩衝帯」と書いてある緑地は50mの幅を持っております。こうした周辺の緑地を含めると、前回御説明した2,000㎡の観察舎単独ということからすれば、いろいろなことが考えられるのかなと思います。

浦安市として、これから地元住民との調整等をしていくということですので、県としてもそういった調整、県としての役割を果たしていきたいと考えています。

倉阪委員　観察施設が裸で一般住宅地に接する形で建つよりは、緑地に包まれた形で建った方が、一般の住宅をかう側から考えてもいいと思うのです。

だから、企業庁あるいは都市計画部局と浦安市が一緒に設計をする場を県が設定すれば、よりよいものができるのではないか。それが市にとってもいいと思いますし、三番瀬の再生から考えてもいいことであれば、再生会議をやっているよかったですということにもなると思うのです。ですから、今後、前向きな方法で調整をやっていただきたいと切に希望します。

後藤委員 いろいろ説明していただいたのですが、よくわからないのは、企業庁の土地を付け替える話も今までその中でやってきたよということですが、2 ha にかかなりこだわって、途中で少しでも確保するんだという姿勢でいろいろなところと交渉してきたようには思えないのです。やはりこれは、県が三番瀬再生の中で湿地をどうしても再生させるという情熱がないと達成できないことなのです。

三番瀬の再生は、今までのやり方ではなかなかできないというのはわかっていることですから、いろいろな方法をみんなと知恵を出し合ってやらないといけなかったのを、県だけで抱え込んで、今度の都市計画変更でどの程度宅地化率が上がるとか、そういうこともきちっと把握しないで結論を出してしまったというのが僕の感じですが、もっと早く、県で抱え込まないでくれということ、僕は再生会議で再々言いました。ですから、今回も最後の最後になっていますが、ぎりぎりのところでも、県は、努力した結果できないことはないのですが、努力をやってこなかったことに対して僕はちょっと憤りを覚えます。ほかのところと協議しながら、少しでもそういうものを確保していく。浦安市も努力していません。そういう意味では県も努力しないといけなないと思います。

もう一つは、企業庁との関係ですが、湿地再生をとりあえず位置をずらしていくこと、これは有償じゃないとだめですよということですが、用途変更するのとは別問題として、可能性として将来のために移しておく、そういう努力もできないのかどうかお伺いします。

それから、前回、プロセスとして浦安市の住民も知らないでいきなり住民説明会になったと指摘したのですが、ここで伺いたいのですが、今回の都市計画変更についてはパブリックコメントはやる予定なのですか。わかれば教えていただきたい。

三番瀬再生推進室 高校用地についての企業庁との検討ですが、高校用地を配置変更することについては、現在の位置で既に決定、周知されているということ、駅からも遠くなって、区画の形状も悪くなるということで、企業庁としては、高校用地を変更するメリットあるいは積極的な理由はない、それから確実な土地の処分が行えないという観点で、リスクだけが高まり、高校等の誘致や事業経営に大きく影響すると聞いております。

配置変更を行うには、そうしたことから湿地への変更を前提とした理由が必要となってくるので、都市再生機構、浦安市及び市民の合意を得ていく必要があって、土地利用及び都市計画の変更手続にこれからまた約1年を要すること、それから企業庁としては平成24年の事業収束、こういった制約の中で手続については企業庁の事業経営に多大な影響を及ぼすことが想定されるということで、配置換えについては湿地再生用地として買い取っていただくという確約が必要と、検討の結果そうっております。

浦安市 土地利用計画のパブコメはやるのかというお尋ねですが、担当部の都市整備部に確認したところ、8月中旬から9月頭にかけてパブコメを実施したいということです。

上野委員 これを見て思うことは、私、2年間ブランクがありまして、円卓会議から再生会議の2年間で、浦安市のことを全然わかってなかったのだと、非常に憤りというか、県の再生会議で全然議論をしてなかったのがはっきりわかったような気がします。市民感情的な部分もそうですが、浦安で湿地再生はほとんどできない状態であるのに、まだこの絵が生きていたのかという思いがしています。

例えば総合公園と換える案は、まさに私が議会へ陳情を出しましたが、市民、市もいろいろ話し合っって一生懸命努力しているわけです。それから、この絵の北の部分になります

が、日の出北公園が半分開園してなかった。そこでどういう公園にするかという形であったのです。そこは三番瀬に隣接した公園でしたので、私も加わって三番瀬を活かした公園を提案したのですが、みごと市民に反対されました。水を入れてビオトープ的なイメージを出そうとしたのですが、市民はそれを納得しなかった。乾いた、いわゆる海浜性の植生のビオトープしか認められない。水を入れることについては、市民は強い反対をしました。市民感情から言って、浦安市はそういった意味の湿地再生は市民が拒否している状態です。そういうところも再生会議の中で全然議論されていなかったという点もあります。

それで、行政用地（観察舎）2,000 m²、ようやく市が勝ち取ったような形になるのかと思っております。今まで円卓会議の絵が生きたままであって、それについて皆さんが強い憤りを感じていた部分があります。三橋さんが先ほど出しましたが、これ以上ここでやっても議論がないというのではなく、浦安のことについて今後のことを考えていくことが大事なのかなと思っています。

例えば護岸についても、いま市川市さんが全部やっていますが、浦安の入船地区は同時期につくった護岸で、この間の新潟の地震のようなものでもあれば、すぐ壊れていく。直近に住宅があって、その人たちの生命・財産も考慮しないといけないし、例えば人間的な感情的な部分ですね。どんどん市川市の方が護岸が改修されていきます。それが隣ですから目に見えるわけです。我々の入船側の護岸は穴もあいています。我々、海から見てははっきりわかります。アスファルトも薄いです。そういうものを放っておいて議論が進むことは、浦安市民としては逆な意味で憤りを感じるわけです。やはり護岸をきっちりやっていく。そして、護岸をつくっていく上において三番瀬の再生にどういう効果をもたらしていくかということも考えていかないといけない。

そういう意味で、これは第2ラウンドか第3ラウンドかわかりませんが、もう違った観点から話を進めていかないと、いつまでもこの絵のままを頭の中にイメージしていても、もう遅いと思うのです。違う議論を再生会議としてやっていくことに努めていただきたいと思えます。

大西会長　もう少し御意見をいただきます。

後藤委員　ちょっと上野さんと認識が違う部分がありますので。湿地再生という話ではないのですが、浦安市はビオトープもきちんとつくっています。住民が管理しながらということも含めて、湿地再生とかそういうことに市民全員が反対ではないということをお話しておきます。

それから、浦安市のほうでパブコメをかけていただくことになった。これは非常に努力していただいたと思います。その中で、市民も含めきちっと意見を出していくことが非常に大事になると思いますので、それを受けて、県の方も、最終的なものは県の都市計画審議会あるいは県知事の専権事項になりますので、そのことも含めてきちっと対応していただきたい。

先ほど上野さんから出た話ですが、僕らもいま市民会議で上野さんと一緒にやっていますが、自然を大事にして調和の取れた、もちろん住民のニーズもありますが、その中で何ができるかということをもう一度議論しないといけない。そうした可能性を極力最後まで追求していくことは非常に大事だと思いますので、これからパブコメも出てくると思いますので、その結果も受けて、浦安市と県も再生に関してはリーダーシップをとる役割です

から、そこをしっかりと詰めてやっていっていただきたい。

もう1点気になったのは、「環境学習施設」のところで、環境学習施設等検討委員会では、5ページ上ですが、吉田さんが会長をやられていたのではわかんと思いますが、結論から言うと、新たな施設は不要、それから場が必要ではないようなことが書いてあるのですが、環境学習施設等検討委員会の議論の中では、蓮尾さんと僕などみんなで議論して、施設だけでなく、その前の場が非常に大切だ、そういう場を確保してくださいということも書かれているので、これだけの表現だと非常に片手落ちの気がしますので、これは訂正していただきたい。

吉田副会長 後藤さんから環境学習施設等検討委員会のお話が出たので、補足させていただきます。

最後の「『大きな施設である必要はない、小さな施設でも面白さが感じられるものであればよい、新たな施設は不要』という意見もある」、これは実際そういう意見はあったので、それは事実なのですが、学校の先生の委員からは、例えば環境学習として出掛けていったときに、雨天とか雷が鳴ったりしたときの緊急に避難する場所が必要である、あるいは既に習志野市では実際に施設を運営されている立場からアドバイスもいただいているわけです。考え方としては、私もそんなに大きい施設、大きければいいとは全然思わないのですが、それを実際使い始めたときに、「あっ、これは中途半端でどうしようもなかったな」と思うようなものはまずいと思います。私自身も東京都の高尾山の山頂のビジターセンターに5年間勤めていましたので、荒天のときは、山頂にいた人たちがどうしても逃げ込まざるを得ない場所が必要で、山なんだから外にいなさいとは言えない。そこら辺のことは、検討委員会の中でも、もう一度各市の環境学習に関わっている人たちにニーズをよく聞いて、大きさなどもう一回今年度検討すべきであるということで締めくくっていますので、出た意見一つを使って「小さくていい」と書かれるのは、私としては心外だなと思います。

木村委員 今、吉田委員が言いましたが、限られたこういうのしかできないという中に、干潟観察舎とか、中途半端につくるといった可能性が出てきたように思います。習志野でも谷津干潟の観察用地は、干潟観察用地に真水の区域もある、あるいは海水の区域もある、ちょっと離れていますが駐車場もある。それでも、例えば前面にある集合住宅が望遠鏡で見られるといけないから、ある程度の角度以上は望遠鏡が上がらないようにしたとか、実際に観察するところをつくるには、いろいろな制約も出てくれば、またこういうのが一番いいのではないかとというようなことが出てくるわけです。

実際に、例えば習志野の場合には、ラムサール条約に加盟していて、いろいろな方が見に来る。その中で、「わっ、三番瀬って、こんなにいいのか」、こういうものを観察舎があるから見られるんだという、大きい小さいは別としてある程度納得するものをつくっておかないと。そこまで考えて、この辺に用地をやったらいいとか、こういう形にしたらいいという、その中につくらないと。これしかできないんだ、これしかないんだという中では全く中途半端で、三番瀬に私たちが求めているものはできていけないのではないかと。吉田さんが言ったように、中途半端なものもできていくのではないかとしますので、もう一遍その辺、県の方でもう少し先のことも考えながら土地のイニシアティブをとっていったほうがいいと僕は思っています。

大西会長 いろいろ意見が出ましたが、施設の設計とか機能については、まだ少し先になるの
だろうと思います。土地利用が当面の問題で、それに関連して施設については、5 ページ
の上から4行目から8行目までの記述が議論を十分反映してないのではないかと。これに
ついて事務局から答えていただきたい。

それから、これは浦安市の事業として浦安市がこの土地を有償で取得して施設をつくる
計画になっています。そこに県も協力して、この言葉で言えば「関係者と具体的な検討を
していく」ということになっていますので、浦安市の考えをちょっとお聞かせいただけ
るとありがたいと思います。

三番瀬再生推進室 ただいま御意見のありました5ページの「なお、」からの記述については、
参考として記載いたしました。不適切であれば削除で結構です。

浦安市 今回の2,000㎡の用地の今後の考え方ですが、先ほど倉阪委員が「県が少しその辺を
イニシアティブをとるべき」とお考えだとおっしゃっていましたが、ここはやはり浦安市
がイニシアティブをとってやらせていただきたいと思っています。

2,000㎡の用地、その隣の2,500㎡の公園用地、50mの緩衝帯、20mの緑道、その辺を
個別につくることは、まずあり得ない。ただし、墓地公園の緩衝帯は、もともと緩衝帯と
いうこともありますし、お盆とかの駐車場用地ということも考えると、そういうことにも
配慮しなければいけない。それから公園用地は、地区の方々の公園ということにも配慮し
なければいけないということを考えていくと、少しその辺を整理しながら、どういう全体
としてのあり方が考えられるかというのは、まさに関係者ともども市民も加わっていただ
きながら考えていきたい。

ただ、県としては、護岸施設とか今のままでいいのかということになりますと、安全に
海に出られるということを考えれば、今のままでいいわけがない。ということ考えます
と、やはりそれなりに県としての役割をきちっと果たしていただけるような形で、県の協
力をいただきながらやっていきたいと考えております。

大西会長 もう一つ、今も浦安市が触れましたが、護岸について、これまでここで明示的に発
言があったかどうかわかりませんが、浦安側の護岸の高さはそもそも十分なのかどうか、
護岸の構造の問題と、それから今、入船の話が出ましたが、高さそのものではなく強度に
ついて十分なのかどうか。県の方で、今、答えられる範囲で、護岸についてどういうふう
に考えているのか。親水性についても触れていただけたらと思います。

河川整備課 日の出地区の護岸については、計画堤防高A P + 6.3mで整備が完了しています。
10 cmから20cm程度現在沈下が見られますが、計画堤防高の中に余裕高50cmを見込んで
おります。したがって、機能的には現在問題のない護岸であると考えています。

塩浜の護岸と比較しますと、地形的な問題で波の打ち上げ高が小さくなっております。
この辺の理由で塩浜と比べると計画高が低くなっている状況です。

入船の護岸ですが、過去に護岸の健全度調査を実施した経緯がありますが、本日、資料
は持参しておりませんので、それについてはまた整理をさせていただきます。

大西会長 親水性については……。護岸そのものの基本的構造は大丈夫だということですが、
今は安全に海側におりられる構造になってないですね。その辺については何か考えがある
のでしょうか。

河川整備課 現在、階段式の緩傾斜護岸になっており、ある程度親水性を見込んだ形態にはな

っておりますが、供用はしておりません。安全面でまだ担保できるものがないということで、供用するにあたっては、その辺の安全を確保するということで何か工夫が必要になってくるかなと考えております。

大西会長　もう一つ大きな議題がありますので、どうしても今述べたいことに絞って手短にお願います。

本木委員　県の姿勢について一言だけ申し上げておきたい。

今回のこの一連の説明を聞いて、どうも腰が引けているような気がしてならないわけです。先ほど倉阪委員から、4ページのことについて、県は前向きの方で検討してほしいという話がありましたが、地元市の意向を県が尊重して事を進めるのは当然ですが、それと県が関与していかなければならない部分というのは違うと思うのですね。

例えば、私はこれからのことについて非常に懸念を持ったのです。企業庁が平成24年に事業終息する。そういう中で、例えば6ページに船橋の海浜公園の問題があります。ここには、企業庁が持っている公園の半分の土地、あるいは海岸の問題、企業庁が管理している部分が点在しているわけです。こういう部分について、企業庁と県との関係があるにもかかわらず、「企業庁と船橋市の協議が行われていることを踏まえて課題整理を進めてまいりたい」、これだけで済ませているのです。こういう部分にこそ、再生計画の基本に立ち返って県はもう一步踏み込んだ努力をしていかなければならないのではないだろうか。でないと、船橋地区の場合は、企業庁と市だけの協議だけでは事が進まないのではないのか、こういうことを非常に懸念します。

この一連のものを見て、「関係者と具体的な検討をしてまいりたい」とか、あるいは「配慮していただけるよう努めてまいりたい」とか、こういう部分を見て、最終的に船橋の部分具体的に考えると、これからの県の姿勢について疑念を持たざるを得ない。こんなふうに思いました。

清野委員　基本的に私も本木委員の意見と同じです。

再生会議は、問題に関わる利害関係者の方にはできるだけ参加していただくことを原則としてお思います。つまり、都市再生機構と千葉県企業庁に、是非この会議に出ていただきたいとお思います。今までは県と市の方で説明してくださいました。しかし、三番瀬再生の最大の難しい問題の本丸は、多分その2つなのです。その方々が不在で、それを他の組織の方が代弁されるということだと、なかなか本質が見えません。いろいろ事情があるとおと思いますが、2つとも公的機関ですから、どういうふうに調整されるのかとか、してきたのかとか、あるいは、2つとも大赤字を抱えて今後どうなるかわからない組織ですから、そういうことも含めて不安感をぬぐい去るためにも、公的な役を果たすためにも、是非出てきていただきたいとお思います。

倉阪委員　私が県にイニシアティブをとってほしいと申し上げたのは、まさに、本木委員、清野委員がおっしゃったような意味でのイニシアティブなのです。関係機関がまたがっている話、そこについて「三番瀬の再生」という観点で一緒に集まって知恵を出し合える場を設定するイニシアティブです。場を設定した後で、では具体的にどういう絵を描くのか。まさにこれは地元市の意向がかなりウエートを占める話だとお思います。しかし、企業庁を巻き込んで、一緒に場を設定して建設的に議論しましょうよ、護岸の形状についても一緒に議論しましょうよ、そういった場づくりはやはり県が進めていく必要があるのではない

か。そういった意味でのイニシアティブを県にとってほしいということですので、誤解しないようお願いしたいと思います。

この資料の2ページで、「この5年で進める湿地再生は、『市川市塩浜地区で取り組むこととし、』」、こういう合意は多分されていないですね。具体化していけば追加で上がってくるというイメージで皆さん議論していたはずです。そこについてこう書かれてしまうと、5年間は市川しかやらないのか、そうやって合意しましたよね、と言われているようで、これはちゃんと引き継がれてないのではないかと思うわけです。議論を正確に把握して、地元市と調整ができた段階でどんどん再生につながる事業が具体化してくれば再生計画を中に上げていくというスタンスを、もう一度確認をしておいていただきたいと思います。

三橋委員 倉阪委員もおっしゃっていたのですが、2つの組織 URと企業庁、大幅に役割が変わっているのです。まだどんどん変わっていく中で、もっと県が主体性を持って関わってほしいな。このまま放っておくとどういう組織になるのかわからない組織だということは皆さん御存知だと思うので、それだけです。

大西会長 上野委員がさっき言われましたが、円卓会議の案が今日も掲載されていますが、地元を中心にいろいろな議論が行われてきて、今日の3ページの土地利用の変更という提案になっている。再生会議の場では、護岸まではかなり議論してきたのですが、湿地再生はあまり議論ができてなかったということです。

その意味では、少し地元での議論が先行していることがあって、再生会議の委員、我々としても地元の議論を十分理解して、再生会議、円卓会議の案の精神を現在の地元の議論の中でどう生かしていくのかということを考えていかないとすり合っていないということが言えると思います。今日も出ていましたが、円卓会議というのは、そもそも円卓の中で関係者がざっくばらんに話すということが精神でしょうから、そういう機会を県の方で是非作っていただきたいと思います。

土地利用の計画については、今の議論のようにまだそれぞれ意見があるということですが、こうした意見を踏まえて県の方で対処していただきたいと思います。

(3) 三番瀬再生実現化推進事業の検討組織について

大西会長 次の議題(3)三番瀬再生実現化推進事業の検討組織について、説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室 (3)三番瀬再生実現化推進事業の検討組織について、資料3により説明いたします。

最初に、委員、オブザーバーの方々に先週事前送付した資料について、一部修正がありまして差し替えておりますので、お断り申し上げます。

さて、三番瀬再生実現化推進事業については、前回の再生会議において、平成18年度に実施した調査結果の概要を説明いたしますとともに、平成19年度の事業計画を説明したところです。資料3の裏のページに前回会議の事業計画の資料を添付しております。

「2 事業の進め方」で、「検討段階に応じて公開により学識経験者等の意見を聴きながら進めていくこととする」と御説明しましたが、委員の皆様から、関心の高い点なので一刻も早く公開による検討をお願いしたいと意見が出され、会長からも、平成19年度三

番瀬再生実現化推進事業については、早急に委員会を設置するなど、プロセスも含めできる限り公開により調査計画の策定等を検討する必要がある、というまとめがありました。

本日は、それを受けまして、県では検討組織について基本的な考え方をまとめましたので、委員の皆様から御意見をいただくものです。

1 ページに戻っていただきまして、検討組織については、平成 17 年 4 月 27 日開催の第 4 回三番瀬再生会議で県から示した「個別の検討委員会の設置に関わる基本的な考え方」に基づき設置する個別事業の検討を行うための個別の検討委員会として設置しようとするものです。

「(仮称)三番瀬再生実現化試験計画等検討会」という名称です。

「1 目的」ですが、本検討組織は、三番瀬再生計画が、事業計画に基づき実施する(1)干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験、(2)淡水導入の検討・試験、(3)自然再生(湿地再生)事業の3つの事業の実施にあたり、必要となる技術的な助言を得ることを目的とする。

「2 平成 19 年度検討内容」ですが、事業計画に基づき平成 19 年 3 月 30 日に策定した「平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画」では、「干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験、淡水導入の検討・試験については、試験実施に向けた試験計画の検討を進めるとともに、検討結果を踏まえて先行的に取り組む試験については、試験の実施に伴う三番瀬の生態系や漁場環境への事前の環境予測等を行います。」ということになっております。

そこで、この2つの事業については、先行的に試験に取り組もうといたします市川市塩浜 2 丁目護岸脇における干潟的環境形成のための試験や、猫実川における干潟的環境形成や淡水導入の試験に係る試験計画等の検討や、試験による自然環境への環境予測等について、技術的な面から御検討いただきます。

また、自然再生(湿地再生)事業については、市川市塩浜 2 丁目の市所有地での湿地再生を前提に、再生しようとする湿地環境、規模、構造等について技術的な面から御検討いただきます。

次に「3 委員構成」ですが、他の個別の検討委員会と同様に、学識経験者、環境保護団体、地元住民、行政などで構成します。学識経験者、環境保護団体、地元住民等については、三番瀬再生会議、評価委員会の委員の中から県からお願いいたしますので、参画いただきたいと思いますと考えております。

また、行政については、地元市として平成 19 年度に行う試験計画の検討に関係が深い市川市、浦安市に参画いただくとともに、県の関係課も加える予定です。

「4 会議の方法」については、会議はすべて公開によるものとし、一般県民等の意見も聞きながら進めてまいります。

最後に「5 進め方」ですが、本日の会議の御意見をいただいた後、速やかに組織を設置し、試験計画・モニタリング計画について御検討いただき、次回の再生会議では試験計画等の検討状況について御説明いたします。

また、11 月の再生会議では、そこでいただいた御意見を踏まえて作成した試験計画、モニタリング計画、塩浜における自然再生(湿地再生)等の検討状況を報告いたします。

さらに今年度は、モニタリング計画に基づく事前環境調査及びその結果を生かした自然環境への環境予測についても実施したいと考えていますので、これらを含め、事業結果を

取りまとめた後、再生会議へ報告いたします。説明は以上です。

大西会長　　ありがとうございました。

御承知のように個別の検討委員会という仕組みがあって、この再生会議内部ですべての議論はできない。それは直接的には、護岸の検討委員会が、再生会議が立ち上がる前に発足したという事情がかなりそうした形をつくったことに関係しておりますが、いずれにしても現在は知事の諮問機関ということで、個別のテーマについて知事が三番瀬に関係がある委員会を立ち上げて事業を進める上での助言を得ることが、実際に幾つかのケースで起こっています。今の趣旨は、それに新たなもう一つの個別の検討委員会の仕組みを加えるということで、再生実現化試験、いわゆる湿地再生と干潟の再生をテーマとした検討委員会を発足させたいという趣旨です。今回はこの形態を巡って今のような格好ではない提案があったので、前回の議論を踏まえて個別の検討委員会という格好で立ち上げたい。

再生会議との関係は、個別の検討委員会は組織的には別ですが、主要な点については、重要事項ということで県から再生会議に報告をしてもらって意見を述べて、それを実際の事業に反映していただくことになっています。

具体的には、今までの例だと個別の検討委員会には再生会議のメンバーがかなり含まれるということなので、この議論とそう変わらない趣旨の議論が展開されるというのが今までの例です。

これについて御意見がありましたら、お願いします。

上野委員　　これはもう決定した事項なのですか。例えば3地区がここに書かれていますが、これだと、市川市は一部猫実川の部分が入っていますが、まるで三番瀬全体を見ていないような気がします。干潟再生に関すれば、浦安市は10ha ぐらいの干潟が完成していますので、三番瀬全体を見るのであれば、干潟の効果とか、もっと大きなものにしていけるのかどうかとか、いろいろな意味合いのものがそこでやれるわけです。先ほども言ったように、浦安市の入船の護岸は、地震が来たらすぐ壊れます。そのぐらいの耐震性だと思います。そういった意味でも、浦安市側の入船側護岸の検討委員会も個別に必要なのかなと思います。これは決定なのかどうか、新たにまた加えられるのかどうか。この3地点だけなのか。

三番瀬再生推進室　　18年度の調査結果で3つの地域を提案させていただいています。これについては、19年度にスムーズに試験計画が進められるようにと提案しております。こちらについては決定ということではございません。

位置についても、御議論いただいて結構かなと考えております。

上野委員　　ならば提案させていただきます。日の出の干潟と入船の護岸についての検討。それから海側。これから非常に重要な議題になっていくと思うので。今までは陸側の湿地再生という話になりましたが、やはり海の再生。アマモ、藻場をつくることも重要なことなのです。そういうことも含めて、海側の三番瀬の再生をこれからエネルギーに議論していった方がいいと思います。できれば提案させていただきたい。

三番瀬再生推進室　　今の県からの回答に補足いたします。

今の回答は、平成19年度については、ここに書いてあるように干潟的環境形成、淡水導入については、先行的に試験をやる予定の2カ所について、ここに書いてあるような試験計画・モニタリング計画等の検討をお願いしたい。湿地再生については、主としてここに書いてある塩浜について御検討いただきたいと思います。

今、上野委員からございました他の地域での検討については、現在の計画の中には入っておりませんが、再生実現化を検討していく中では将来的に検討していくべき話となればこの中で検討していくことになると思いますが、まず市川市について検討したいと考えております。

後藤委員 僕がすごく気になったのは、検討の対象を非常に小さく小さくしていく。

もう一つは、例えば生物多様性回復のための目標生物調査事業は、緊急早期着手してください。三番瀬の再生にとって目標生物がどういうものであるか、生物の生活史とか生態系の中の位置づけを早くやって、そういう共通認識を持った上でどういうことができるのか。そういう大きな枠組みがなくて個別の検討会議がどんどん上がってしまうというのは、僕は非常に気になっています。

三番瀬の再生のために干潟的環境や淡水導入や自然再生をやるのですが、さっきの湿地再生もそうですが、そういう議論ができにくくなるような個別検討委員会をつくっているような気がしてしょうがないので、個別の目的よりもちょっと本質的な議論ができる形で、一個一個やっていくのではなくて、幾つか複数をまとめてやっていくことを考えないと、全部どん詰まりになっていく。全体としての三番瀬再生をどうするのか、海のほうはどうするのだ、湿地再生はどうするのだということがトータルに議論できる場がないと、非常に問題だと思えます。

清野委員 2点あります。

1点は、いま後藤さんからお話したとおりです。三番瀬再生の目標が決まらないとか、海も含めて具体像が見えないという難点があったので、それで再生目標生物ということで、魚暦みたいなものを通じて、時期と場所と成長段階、生息地の物理条件と生物というものをわかりやすく県民の方や行政の中でも共有しようということで、随分提案を差し上げていたと思えます。これは私が、再生推進室が総入れ換えになったときに、ここから着手しないと進まないと言ったと思うのですが、なぜか進まないで、とにかくこれを進めたい。

一つは、県民運動としてやっていくというときに、干潟のこととか多くの方の意見を聴取するときに夏休みというタイミングが重要だということも言ったと思うので、三番瀬はどういう場なのかということ知るための全体像がないと、個別の議論にどんどん瑣末になっていくので、それを是非ひとつお願いしたいということです。

もう一つは委員の構成ですが、もし相手の方が承諾してくださるようでしたら、漁業者の方を入れてください。それは、三番瀬再生の基本の中で、その海域をよく知っていらっしゃる漁業者の経験値を取り入れた再生をしていこうという話が基本としてありました。再生会議自体にはいろいろな事情があるかと思いますが、市川海岸の議論では漁業者委員の参加で非常に具体的な海の情報が上がってきて、それが検討の精度を少しでも上げてくれたのです。ですから、三番瀬はまだ観測の足りないところ、状況がわからないところもあるのですが、全体的な情報を一番持っているのはこの海域で操業されている経験豊かな方なので、学識経験者並みの位置付けをして参加をお願いしていただければと思います。

三番瀬再生推進室 今、清野委員からございました委員の構成についてですが、先ほどの説明の中では「学識経験者、環境保護団体、地元住民等」と説明させていただきました。当然、

漁業者の方にも是非入っていただきたいということがございます。ただ、まだ再生会議にも御参加いただけていないので、お声をかける前に「漁業者」とはっきり説明に入れるのがちょっとはばかられたので「等」という形で表現しましたが、こういう考え方で進めていいということであれば、当然、漁業者の方たちにも参画をお願いしていきたいと思っております。

清野委員 是非お願いします。多分、海水温の上昇とか生物相の変化はものすごい情報を持っておられるので、今後の再生にも大活躍していただけたらと思います。

大西会長 皆さんから、個別の事業、特に海に関わる事業が進んでいく際に、三番瀬の再生というのは一体何かということがはっきりしてないとどういう方向に事業を進めていいのかわからないのではないかと、という御意見がありました。

そこについては、一つの尺度として、今年度の事業でも、生物多様性の回復のための目標生物調査事業、これは予算が計上されていませんが、予算が計上されてなくても経常的な予算で事務費を使ってやろうということだったのかなと思いますが、それに加えて、これは評価委員会に振ってしまうことになりましたが、評価委員会の評価にも、三番瀬自然環境調査なり、大きな三番瀬全体のモニタリングについてはここが入ってくるのではないのか。モニタリングでデータをどう読むかというときに、何らかの物差しが要ると思いますので。ですから、そういう議論を深めていく必要があるのかな。それが結局、三番瀬再生の将来像、再生像を次第にはっきりさせていくことにつながるのだらうと思いますが、評価委員会の方ではいかがでしょうか。

細川委員 評価委員会としてお手伝いできる部分、一緒に考えるような場への参画は喜んでさせていただきますが、目標は、ある意味、科学的な知見で決められる部分と、そうでなくみんなの合意で決める部分とあって、「評価委員会で目標を決める」という言われ方をされると、それは違うだろうなという気がします。そのためのいろいろな議論とか、議論の整理、こういったところではできるだけことはさせていただきたいと思っています。

大西会長 ありがとうございます。

目標生物調査事業については、県の方で答弁がありますか。

自然保護課 目標生物調査についてただいま御意見をいただいたわけですが、前回の会議でも説明しましたように、19年度は予算を確保できていないということで、経常的な経費を何とかやり繰りして進められればと考えております。ただ、19年度は、既存の資料の整理をしながら必要なデータの整理をしていきたいと考えております。

先ほど委員からお話があったように、基礎的な資料と市民の方々みんなの合意で決めていくというやり方、そういった意味で小中学生を通したアンケートで意見を拾っていくというやり方もありますので、そういうやり方も検討しながら、それもできるだけ幅広く実施していきたいと考えますと、例えば教育委員会をお願いするということになると、学校のスケジュールにも影響することもありますので、前年度からきちんと協力をお願いして進めていくという慎重なやり方も必要かなということで、広く皆さんの意見を拾っていくというやり方については、20年度にきちんと予算を取って対応していきたいと思っております。

清野委員 私、多分、その議論を何時間にもわたってやったと思うので、そういうお答えですので、お願いとしては、有志なりクラブ活動でやりますので、事務費の中からコピーをす

るとか、そういうところだけでもやってください。再生目標生物の候補は、「再生イメージワーキング」グループから円卓会議のときに上がっていて、資料にあるのもお見せしたと思うのです。今年度はクラブ活動としてやりますので、その支援はしてください。その代わりに、20年度は、それを具体的に進めていくための、どういうふうに内容を精査するかというのも含めて進めたいと思います。多分その方が速いと思いますし、再生ワーキングに関わられた方からも意見があると思いますので、是非よろしくをお願いします。

大西会長 それについては、例えば漁業者の方にとっての再生と、一般市民の方にとっての再生と、自然保護に非常に熱心に取り組んでいる方にとっての再生と、立脚点の違いだけではなく個性の違いもあるかもしれませんが、少し多様性が再生の中にあると思います。そういう意味では、最終的に再生会議のようなところで議論をしながらその辺を整理していく必要があると思いますが、基礎的な整理が前提として必要だと思いますので、是非一度評価委員会の中でも議論していただいて、クラブ活動も是非お願いして、県の方でもそれに協力できる範囲です。あるいは既存の資料の収集もやっていただいて、少し蓄積していく必要があるのかなと思います。

1年で決定版が出るとは思えない。しかし、何もやらなければいつまで経ってもできないので、一步一步ということが必要だと思います。

吉田副会長 清野さんのおっしゃったことに、「再生イメージワーキング」グループに関わった者として一言付け加えさせてください。

失礼な言い方ですが、私は、ちょっとピントが外れた答弁だったなと思うのです。なぜかということ、円卓会議のときの流れがうまく伝わってない。それを御理解いただければ、既にこの話はかなり「再生イメージワーキング」でやっていて、だから、その続きをやっていたらいい話なのですね。

円卓会議の反省でいくと、本当は「再生イメージワーキング」の話を最初にして、どういう目標生物に持っていきたいのだ、どういう目標の環境に持っていきたいのだという話から始めれば、漁業者の方とも本当に一致できるものができて、そこから進めばよかったのに、青潮と護岸という一番緊急なところから始めると言い出したものだから、一番対立点が多いところから始めたものだから、2年目になって将来的な合意ができる場所を探り始めてもそれができなかった。時間的にも途中で終わってしまった。ですから、是非「再生イメージワーキング」グループでやったことの続きをやっていただきたい。それは清野委員が言われたような課外活動でもいいですし。

あるいは、今せつかく議題として出ていますから、資料3で出ている検討会、これは個別検討会ですが、護岸の検討会とは随分違うと思います。護岸の検討会はその場所の護岸についてきっちり検討しなければいけないので、その中で急にあっちの護岸に飛んだり、こっちの護岸に飛んだりは無理でしょうが、この再生実現化試験計画等検討会は、将来的な三番瀬全体の再生を睨んで、その中で、ここで試験してみましょう、あくまでもそういう視野の中で議論しなければいけないので、かなり広い視野の議論はできる場だし、しなければいけない場だと思います。

この中に書いてある江戸川放水路からの淡水及び土砂供給というの、円卓会議のときは時間切れで、そんな長期的な話、あるいは利根川、江戸川の河川整備計画もまだできていない中でそんなことを言っても、という話がありましたが、今は江戸川、利根川の河川整

備計画をつくり始めているところですから、ちょうど今だったら議論できる話なのです。そういう面で、その頃はできなかったけど今だったらできるという話はあるので、そういった部分も、是非、このピンポイントの試験の話だけにしないでいただきたい。というのがお願いします。

竹川委員　まず、検討会をつくることで、前回（第 19 回）の大西会長のまとめと、県の方で検討会がもう既に決まったという説明をさっきされたわけですが、これは「決まった」という形にはなっていないのではないかと思います。前回は、再生会議は勉強会を月に 1 回くらいやったらどうかとか、現在のいろいろな事業の進展にあわせてもう少し頻繁にやったほうがいいのではないかという話が出ました。また、大西会長からは「こういう検討会をつくるというのは、いろいろな話もあるけれども」という話は出ましたが、「決まった」ということを前回の報告の中で事務局から話されて、決まったことを前提として検討会の要領が出されているわけですが、その前段として総合的なお話が先ほどありましたが、個別の問題だけでなく、全体をもう少し見て前段の論議をする必要があるのではないかと。再生化実現の計画は既に 18 年から始めているわけですが、その経過について、なぜここまで煮詰まってきたのかということもまだ我々も十分承知していないわけです。ですから、事を急がずに。

特に護岸と違って、干出域をつくるとか、水の導入の問題であるとか、湿地の再生であるとか、それぞれみんな絡んでくるわけです。これをバラバラにして、しかもここで言うように技術的な面にポイントを当てた検討をすることになっておりますが、これでは、全体的な視野はもちろん、3つのテーマの総合的な検討のステップが省かれてしまうのではないかという疑念を若干持っています。最初は、今、漁業のことも言われましたが、環境団体も入っていない、専門家と行政だけという検討会の構想でしたが、おそらくそれが本音ではないかなという感じがします。したがって、もう少しその前段の論議をしたほうがよるしいのではないかと。例えばモニタリングの問題でもバラバラになっていますが、全体の調査なり、モニタリングの中核がどこにあって、それに今までの機関として重点を置いてやっていただくことが必要だろうと思います。

大西会長　決定したのかどうかということについて、県で説明があればお願いします。今の意見の前段のところですよ。

三番瀬再生推進室　こういった案で本日提案をしているということでございます。

大西会長　確認ですが、実施計画の最初の「干潟・浅海域」のところ、干潟的環境形成の検討・試験、淡水導入の検討・試験、新規事業として三番瀬再生実現化推進事業をやる、と。これについては実施計画に載っているもので、議論した経緯があるということです。

それを踏まえて、具体的に実施することについて、前回の提案とは少し変わって、我々にとってかなり重要な変更があって、個別検討委員会スタイル、つまり専門家だけではなくて経験的知見、一般県民の意見も聴ける、そういう検討会議にして、すべて公開のスタイルでやるということが入れられたということです。目的が「技術的な助言」に限定されているのは、下の「会議の方法」の記述とちょっと合っていないので、ここは「技術的な検討を基本として総合的な助言を得ることを目的とする」とか、そんなふうに変えたほうがいいと思いますが、いずれにしても少し広い視点で議論する。

かつ、今の御意見でも干潟的環境形成とか淡水導入……、淡水導入というのは実際に導

入できる場所が限られると思いますが、干潟的環境形成というのはいろいろなところで可能性があるということなので、それ全体を視野に入れて、かつ、干潟がどこかでできれば成功ということではなく、干潟の形成を通じて三番瀬の再生という、まだ抽象的な部分がありますが、そうした大きな目標が実現されることが大事なので、森全体を見失わないような格好で個々の木を育てることをやらないといけないのではないかと思います。

それについては、今日意見が出ましたので、そういうことを受けとめていただいて、この事業については発足させるということできたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、そういうことで、今の議題については終わりにします。

(4) 行徳湿地再生整備事業(暗渠水路の開渠化)について

大西会長　4番目の議題に行きます。

(4) 行徳湿地再生整備事業(暗渠水路の開渠化)について、お願いします。

自然保護課　行徳湿地に関して、暗渠水路の開渠化について、前回の会議において「暗渠水路を開削して拡張することになっていたが、その点についてどんな状況になっているのか」という質問がございまして、県の方からは、開渠化についてはあまりにも事業費が過大になるという見込みがある、県の財政状況から見ても困難であるということで検討は進んでいない、とお答え申し上げたのですが、それに対して、検討の経緯等を整理して説明しなさいという御指摘をいただきましたので、資料4に整理いたしました。

資料4に沿って説明いたします。

1として概要、2として個別の協議の経緯を記載しております。

まず「1 概要」ですが、暗渠水路については、千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会により平成6年に「行徳内陸性湿地再整備計画」が策定されており、この中に、将来の整備目標として「高速道路等の課題はあるけれども、技術的に可能な部分について開渠化を図る」とことと盛り込まれております。その後、三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)から提出された「三番瀬再生計画案」の中でも開渠化について具体的な提言がなされております。これに対して県としては、平成15年度に実施した調査の結果から、暗渠水路の全面開渠化については、水路の経路の土地利用状況から経費が多くなるということで、早期の事業化は困難であるという判断をしたところです。

こうした経緯を踏まえて策定した「三番瀬再生計画(事業計画)」においては、行徳湿地再整備事業の目標に「三番瀬との海水交換、淡水導入促進施設の検討及び着工」を掲げ、事業計画に沿って、水門等施設の整備等を着実に進めていくこととしております。

2の協議の経緯、これは個別の協議について整理いたしました。

まず(1)検討協議会ですが、これは整備計画の中で段階的に整備をしていくこととしており、第3段階での整備目標として暗渠水路の開渠化を挙げております。

(2)市川市においては、平成14年に策定した「市川市行徳臨海部基本構想」の中で暗渠水路の拡張を掲げております。

次のページ、(3)円卓会議におきましては、行徳湿地や江戸川等との水循環について三番瀬海域小委員会を設けて検討が進められ、基本方向がまとめられたわけですが、その

中の一つ、海水交換工事をさせ干出域を増大させるため暗渠を開渠にする、ということでもとめられております。この取りまとめ結果は、検討協議会にも報告されております。

これを受けまして、平成 16 年 1 月に「三番瀬再生計画案」が県に提案されていますが、その中で、具体的な施策の提言の一つとして、三番瀬との連絡水路の開渠化が盛り込まれているところです。

これに対して、県としての判断のもとになった調査ですが、(4) 行徳湿地連携検討調査です。県では、円卓会議の意見を踏まえて、平成 15 年度に行徳湿地連携検討調査を実施いたしました。この調査は、海水交換の改善等を実施した場合の湿地への影響予測を目的として実施したものです。この中で、新たに同規模の暗渠水路を並列に導入すること、

暗渠水路を開削すること、千鳥水門を改良すること、という大きく 3 点について検討しております。の「新たに同規模の暗渠水路を並列に導入すること」というのは、現在、湿地と三番瀬の間に暗渠管が入っているわけですが、それと同じ規模の管を横に並べて 2 本通すという案です。これらの 3 点について検討した。

その結果ですが、新たな暗渠水路の導入については、シミュレーションにより検討した結果では、海水交換量の増加が少ない。

暗渠の開渠化については、湾岸道路の橋梁化が必要になってくる。それから、JR 京葉線の高架橋の基礎と交差するという事など非常に問題が多いとされ、これよりも千鳥水門からの流入量の増大を図ることが現実的であって、かつ効率的であるという調査結果が得られたということです。

この調査結果に基づき、「全面開渠化は非常に困難である」という判断をしたということです。

この調査結果につきましては、17 年 2 月の検討協議会にも説明しております。

ちなみに、シミュレーションにより検討した結果、海水交換量の増加が少ないということですが、もともと現況で湿地内の海水交換量は、水門の側で 95% ぐらい、暗渠水門で 5% 程度という交換になっております。これが仮に暗渠水門を 2 本通した場合でも、8% 程度の増加と。もう一つ千鳥水門と同じ規模のものを設置した場合には、80% から 90% の増減が見込まれるということで、大きく効果が異なっているということから、千鳥水門の改良を検討しようということになったものでございます。

(5) 再生会議ですが、当再生会議に対しては、この調査結果を踏まえて、円卓会議から提言された施策に対して県からの対応案をお示したわけですが、その内容は、「暗渠水路の全面開渠化は、水路の経路の土地利用状況から経費が多大になり、早期事業化は困難である」とお示したところです。

3 ページ、「3 現在の検討状況」ですが、行徳湿地再整備事業については、海水交換の促進に対する事業として、当面、現実的かつ効果的である千鳥水門の改良による海水交換能力の向上について検討を進めているところです。

最後、「今後の方針」ですが、(1) 行徳湿地再整備事業については、引き続き千鳥水門の改良に向けた検討を進め、その施設整備による海水交換等の効果について検証をしたいと考えております。

(2) 三番瀬再生実現化推進事業の中の連絡水路の部分開渠化の検討についてですが、これは先ほども触れておられましたが、この事業については、平成 18 年度に事例収集、

実施上の課題等の整理を行っており、今年度は、これらの調査結果を踏まえて、市川市塩浜地区の市有地における湿地再生を前提に規模等を検討していくこととしているので、連絡水路の部分開渠化の可能性についてもこの中で検討していきたいと考えております。

なお、この事業については、引き続き企画調整課を中心とする庁内三番瀬再生実現化検討グループによって検討を進めていく予定でございます。

雑駁ですが、以上でございます。

大西会長 今日はまだ会場の方の意見を聞いていないのですが、これについて関係の委員の方から御発言いただいた後、会場の方の意見を聞く時間を設けたいと思います。

今の経緯の説明について発言がありましたら、委員の方からまずお願いします。

倉阪委員 いろいろ経緯をまとめていただきましたが、全面的に開渠化するというのはかなりハードルが高いなという議論の経緯だったと思うのです。でも、自然再生のためにJRから先について開渠化していくというのは、これは4の(2)で残っているわけですね。ですから、そこをもっとポジティブに説明してもらったほうがいいと思うのですけどね。ポジティブに考えていただきたい。自然保護課じゃなくて企画調整課でやることになっていますなんて、そんなこと言わなくてもいいのではないかと思いますけれども。

大西会長 蓮尾さん、何か御発言はありますか。

蓮尾委員 行徳の方の再生について、これからかなり具体的な実験なり検討が進められるということは、私にとってはとてもありがたいことです。

前回ちょっと唐突に発言いたしました、猫実川につながる湾岸道路と並行に水路をつくる可能性はどうかということ。たまたま大変きれいなカラーの航空写真が出ていますので、その位置も皆さんにお目かけられてありがたいと思います。これもこの先検討していただけるとしますので、期待しております。

大西会長 それでは会場から伺いたいと思います。今は(4)の議題ですが、(2)(3)の議題についてもあわせて御発言いただいで結構です。

発言者A この水路の開削ということは、円卓会議で出されていた「三番瀬の環境をよくする」という提案の中でも、非常に大事な位置を占めていたはずで、この水路を開削するというのは、行徳湿地をよくしようというだけではなくて、今の暗渠の水路の出口にどれだけたくさんの魚が集まっているかということを見ていただいただだけでもよくわかると思います。水というのは、再生にとって基本的に大事な問題なのです。それで提案されたことを、財政の都合でできない、できないと言って全部シャットアウトしてしまったら、再生というのは全然進行しません。海の中だけいじくったのでは再生しないのですよ。陸地をつくって、陸地が海の環境を壊してきた以上、陸地でどれだけお返しできるかということを進めなければいけないのです。

この水路の開削についても、財源がないからできないというのではなくて、ここを開削するために長期の視点で土地を確保していく。それから、開削にとって都合の悪い道路の部分についても、どうすれば水が通るだろうか、生きた生き物が通れるだろうかという工夫を進めていく。そういう前進的な方向をきちっと立てていって、その中で、今年は何だけのことのできるのかできないのかということを行うのでなければ、こういう再生計画の意味というのはないと思います。やっぱり長期の視点、長期の目標というものがあって、その中で現在できることを判断していくべきだろう。いきなり、財源がないから、土地の

状況の具合が悪いからやめてしまうというのは、円卓会議であれだけ考えたことが無駄になってしまう。ひとつ前進的に考えていただきたいと思います。

発言者 B Bと申します。

暗渠水路の開削については、技術的・財政的に非常に困難であるということで、蓮尾委員から前回も今日も提案がございました猫実川河口から開渠で持ってくるというのは、非常に効果的だと思いますし、これは工事費としても安くできると思いますので、是非積極的に検討していただきたいと思います。

発言者 C 江戸川区から来たCと申します。

資料3に戻って恐縮でございます。

今日の議題は「検討会の設置」となっておりますが、御承知のように、裏にある推進事業についても、前回も提案され、若干議論されましたが、決まらないままに終わっていたわけです。今回、検討会になっていて、先ほど委員の方から、事業が決まっていなのに検討会というのはちょっと早過ぎるのではないかという意見が出ました。私は全くそのとおりだと思います。先ほどの会長の集約では、この議題については、発言の内容としては、「推進事業についてはよろしゅうございますね」で、委員の方は何も発言がなかった。ということであれば、いわゆる検討会の設置ではなくて、推進事業について確認されたと受け取れます。それはそれでいいのですが。したがって、この検討委員会の設置については未決定と理解されますが。いずれにしても、進め方の順序としては、推進事業を決めて、その内容をどういうふうに検討会でやっていったらいいのか、こういうふうに議論を進めるのが本筋だと思います。そういう点で、是非今後進めていただきたいと思います。

大西会長 一問一答はやらないと言っていたのですが、誤解があるといけないので。

推進事業については既に実施計画に載ってしまっていて、ここで決めたということではありません。決めたというのは、県が提案して了承したということで、今年度、三番瀬再生実現化推進事業が行われる。その中身をどうするかということで、やり方として、検討委員会を立ち上げてやるという提案が今日ありました。これについては幾つか意見が出ました。その一部は、趣旨としては県も考えていたけれども、委員の構成の具体的な内容を明示していなかったということもあったので、今日出た意見を踏まえて、こういう検討委員会を発足させてこの事業に着手するという。これは県の提案を再生会議として了承したということになります。

4つ目まで議題が終わりまして、今日は、本当は、その議題だけではなくて、もう少し全般的に三番瀬再生の方向について意見交換することを考えていて、10分ほどありますからそれをやりたいと思いますが、今日の中では、特に再生の生物的な指標のことを皮切りにして再生のイメージをこれまで議論した経験がありますが、さらに発展させていく必要があると。それについては、これまでの議論を県の方でも咀嚼していただいて、その上に次の展開ができるようにしていく。再生会議としては、専門家として評価委員会でも議論していただいて、グループで有志の方に取り組んでいただくとか、いろんな格好で、これを専門に研究しておられる方も当然再生会議にもいるので、そうした方々の研究の蓄積を出していただいて議論できる機会をつくっていききたいと思います。

3. 報告事項

- ・三番瀬再生会議の開催日程と国・県予算関連のスケジュール(例)について
- ・第4回三番瀬評価委員会の開催について
- ・三番瀬再生支援事業補助金の交付団体について
- ・市川漁港の整備について

大西会長　それから再生会議のスケジュールですが、年3回と最初に示してありまして、その3回でどんなことを定常的には議論していくのかというあたりを少し整理してもらったものがありますので、それらについて県の方から説明していただけますか。

三番瀬再生推進室　今の件につきまして、予算との関連ということで、資料5-2をお開きください。

こちらの資料は、「三番瀬再生会議の開催日程と予算関連スケジュール」ということで用意いたしました。この資料は、前回の会議で、国への予算要望に間に合うように再生会議を早く開催すべきではないかという意見をいただいたことから、再生会議からの意見をどのように予算編成に反映させていくかということについて、平成19年度を例としたスケジュールをお示ししたものです。

左半分は、3回分ということで再生会議の日程を示しました。本日の日程については省略しております。

右側に、それと関連付けた県及び国の予算関連のスケジュールを示してございます。

予算関連の県のスケジュールですが、こちらを御覧いただければおわかりになると思いますが、県の予算案の検討は例年7・8月頃から始まりまして、ここで県側で20年度の再生事業の素案について検討して、これを9月の再生会議で「事業の方向性」という形で議題として、意見をいただいて予算要求をしていくことになっております。さらに、その後、11月の再生会議では、具体的な事業内容を含めた20年度の実施計画案を提案させていただきまして、意見をいただいた上で、20年度実施計画及び事業予算について確定させていくという流れになっております。

一番右側の国関係のスケジュールですが、上のほうに「20年度国施策に対する重点提案・要望とりまとめ」と書いてございますが、このように年度のかなり早い段階で、県として国の施策に対する重点提案・要望を取りまとめています。ただ、これは、国の関係省庁が財務省に概算要求をする前に、県として「5カ年を計画期間とする三番瀬再生計画の事業計画に基づいて大枠の予算確保を国に働きかける」というもので、この段階では、県が実施する具体的な事業内容や予算の詳細について国に提出するというものではありません。一方、各年度の三番瀬再生実施計画に記載されるような個別事業については、国の予算の関連するものについて、例えば自然環境調査事業ですが、国への概括的な要望・相談を夏頃から始めております。それはあくまでも概括的な相談からスタートするのですが、その過程で、9月や11月の再生会議でいただいた意見を踏まえて、国に個別具体的な相談・要望をするという流れになっております。

このような形で再生会議の意見を県、国の予算に反映させていく仕組みになっているということを御理解いただければと思ひまして、説明させていただきました。

大西会長　他に報告事項があると思ひますので、時間の関係もあるので、それらを手短に一括

して説明してもらえますか。

三番瀬再生推進室　それでは、簡単に報告事項について報告いたします。

順番は前後しましたが、資料5 - 1を御覧ください。

あさって8月3日(金曜日)夕方5時半から、浦安市民プラザ Wave101 で第4回三番瀬評価委員会を開催いたします。

この委員会は、三番瀬自然環境調査事業の結果に基づく三番瀬全体の評価、市川塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について検討するために開催するものです。

概要は資料のとおりですので、よろしく願いいたします。

もう一つの報告事項として、資料はないのですが、三番瀬再生支援事業補助金の交付団体について報告いたします。

実は正式な交付決定が今日の会議に間に合えば資料5 - 3としてお示しする予定だったのですが、手続が間に合わなかったために、今日は交付の対象になる団体、事業名、内定額について、口頭で報告させていただきます。

まず、「御菜浦・三番瀬ふなばし港まつり実行委員会」によります「御菜浦・三番瀬ふなばし港まつり」100万円、「自然と文化研究会 theかもめ」によります「環境学習資料『三番瀬かるた』制作研究」45万円、「市川三番瀬を守る会」によります「海から見よう三番瀬」4万円、最後に「まちネット・ふなばし」による「船橋・三番瀬の中小河川再生計画案のための基礎調査事業」51万円。これらにつきましては、今後、ホームページでも事業内容などについて紹介してまいります。

最後に、「市川漁港の整備」という報告事項がございます。こちらは担当課から説明いたします。

漁港課　市川漁港の整備についてですが、漁港管理者である市川市から、現在の漁港区域内で漁港を整備することを決定したこと、また、それに伴い8月中旬からボーリング調査を開始する予定であることを聞きましたので、ここで報告いたします。

大西会長　今の報告事項について、質問があれば、事務的に問い合わせるようなことは後でやっていただくとして。

細川委員　質問ではないのですが、資料5 - 1について、評価委員会の立場から。

8月3日、あさってやります。今日、会長から、クラブ活動の支援ということも評価委員会のテーマとしておやりなさいという指示がありましたので、県に用意していただいた議題の「(4)その他」の中で、クラブ活動の支援みたいな議論をしたいと思いますが、については、クラブ活動メンバー、後藤さんが、吉田さんが、清野さんが、「再生イメージ」の検討ワーキングで何をやってきて、これからどんなことをやらなければいけないと思っているのか、みたいなことを紹介していただけるとありがたいなと。再生会議への希望が一つです。

もう一つ、評価委員会は前回開かれてからしばらく開かれておりません。そういうこともあって、(3)の議題などもあります。前回からのいろいろ積み残し、あるいはお聞きしなければいけないことで聞いていない部分もあるので、それらもあわせて8月3日は18年、19年というところも含めてお話を伺いたいと思っております。

大西会長　「再生イメージワーキング」の方、どなたか出席可能ですか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

倉阪委員 市川漁港の整備について口頭であったわけですが、現在の漁港区域内が今の物理的な漁港がある区域なのか、行政的に漁港区域というのがあって、もしかしたらその漁港の規模は拡張する可能性があるのか、そのあたりがわからない報告だったわけです。ボーリング調査もやって、新たな構築物をつくっていくということであれば、これは三番瀬の再生という観点から正面から取り上げなければいけないような話にもなるのではないかと思いますので、詳しい情報をできる限りリアルタイムにこちらの再生会議の方に出していただくように要望いたします。

それから、今日、議論があった浦安の日の出地区の件、それから、この資料の中にもありましたが、ふなばし海浜公園の方での調整の件、それぞれ経過報告というか状況について再生会議に上げていただくようお願いしたいと思います。

清野委員 再生目標生物については、「三番瀬の変遷」という中にも基礎情報が全部入っています。この間、県の方で見てくださって、「あっ、こういうのがあるんですか」と結構びっくりされたので、ほとんど材料はありますので、明日から始めますので、あまり御心配をかけずにやれると思います。

それから全体的な議論ですが、今日、ずっと「お金がない」という話が続きました。開発のときに夢を持って用地を確保してお金を取ってきたという歴史が、千葉県はあると思うのですね。ですから、Aさんの話にもあるように、お金がない時代でも、そういう大きい構想力をもう一度燃やしていただいて、生物多様性とか、国土形成計画とか、新しい時代の楽しい仕事だと思って、お金がなくてもそういう構想力をもうちょっと県庁の中でも奮い立てていただきたいなと思っています。そのためにも、みんなで楽しめるような調査をクラブ活動でやっていきますので、是非県の方も、あまり縮こまらないで、「再生っておもしろいんだ。大変だけど、やろう」という雰囲気を作っていただけるようお願いしたいと思います。

後藤委員 浦安の件ですが、これからも問題整理を続けていただいて、まだパブリックコメントも入ってきますので、その対応を是非ぎりぎりまで御努力願えればと思います。よろしく願いいたします。

大西会長 今日は、もう少し議論を「その他」の議題についてもやるはずだったのですが、時間がなくなってしまいました。一応セットした議題については議論ができたということで、申し訳ありませんが、9時になりましたので、私が遅刻したということもあって議論の時間が短くなって大変申し訳ありませんでしたが、以上としたいと思います。

今、清野さんの話にもありましたが、今日の議論では、浦安の湿地再生でやや象徴的でありましたが、これまで地元の議論が進んでいる、動いているということで、再生会議に浦安の件はあまり報告されていなかったと思います。関係している方は、まさに地元でも関係されていて、よく御存知だったわけですが、全体としては共有されていなくて、いきなりかなり落差がある提案が出てくると、それを理解するのにかなり時間がかかる、合意形成がさらにかかるといことなので、県の方で、この再生会議の場と、もう一方で地元なり再生会議に出ていない関係者との協議は当然あると思うのですね。それをうまくつないで、できれば円卓会議的な格好で再生会議でそういう方々の報告もしてもらえとか、

議論の機会をつくるということで、うまく再生会議を活用していくというふうに考えていただかないと、厄介な会議を引き受けちゃったと思われるとだんだん関係が悪くなるのではないかと危惧いたします。どうぞよろしく申し上げます。

4. その他

三番瀬再生推進室長 事務局から、「その他」ということで報告したいことが2件ございます。

1点目は三番瀬再生国際フォーラムについてですが、前回、これは来年1月に予定していると報告いたしましたが、日程等については、現在、最終的に調整しているところです。今後は、基調講演や分科会、パネルディスカッションの具体的な内容などプログラムの細かいところを詰めてまいります。また、企画やフォーラム当日の運営に協力していただける県民の皆様を広く募集して進めていくこととしております。

なお、プログラムの詳細な発表や一般参加者の募集開始は11月頃を予定しておりますので、詳細については再度報告させていただきます。

2点目は、次回の再生会議ですが、当初の予定にございますように、9月11日(火曜日)午後6時から、場所は浦安市民プラザ Wave101 で開催されます。よろしく願いいたします。

報告2点、以上でございます。

5. 閉 会

大西会長 以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

以上